

概 要

1. 協議事項

垂水区塩屋コミュニティバスにかかる運行計画の変更について

- ① 使用車両の変更（車両最大値の変更）
- ② 路線認定の延長・廃止
- ③ 協議運賃の変更（消費増税対応）
- ④ 移動円滑化適用基準の除外認定について
- ⑤ その他

（別紙「垂水区塩屋コミュニティバスにかかる運行計画の変更について」参照）

2. 協議方法

書面による協議

3. 委嘱委員

別紙「委員名簿」参照

4. 協議期間

令和元年8月8日～令和元年8月23日

5. 協議概要

① 使用車両の変更（車両最大値の変更）

垂水区塩屋地域で運行中のコミュニティバス「しおかぜ」は、乗客定員6名乗りのミニバンタイプを使用し、運行を行っているが、乗客の積み残しが発生しているのが現状である。積み残し人数の減少と、「しおかぜ」利用促進の為に、今回車両の大型化を検討した。塩屋地域は道が狭く、通行できる車両の大きさに限りがあり、現行の車両と同じ車幅でなければ運行が困難な為、それらの条件に合致し、乗客定員を向上できる車種を、事業者・地域と協議を行い、乗客定員9名乗りのバンタイプの車両に更新するもの。

② 路線認定の延長・廃止

車両大型化に伴い、現在の転回地（アリビオ塩屋 駐車場）での転回が困難となった。その為、新しく転回地を考案し、協議を行った結果、現行のルートから0.13km延長した私有地の駐車場（下代北）にて転回を行うことになり、延長路線の申請を行う予定である。あわせて、現在の転回地の路線0.05kmの廃止申請を行う。

③ 協議運賃の変更（消費税対応）

令和元年10月1日より消費税が8%から10%に増税される事に伴い、料金を一部変更する予定。運賃は大人300円、小人200円は現行のままで、11枚綴り3,000円の回数券を3,100円に変更する。

#### ④ 移動円滑化適用基準の除外の認定について

塩屋地域においては道路幅員が狭く、小型バス（車幅約 2m）でも運行が困難な箇所が多いため、今回の車両更新においても、狭隘な地域の道路が通行可能なバンタイプの車両（車幅約 1.7m）に更新することとした。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により、原則、乗合事業で新たに使用する車両は、移動円滑化基準（乗降口の幅や床面の高さ、車いすスペースの確保等）に適合しなければならないが、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領第 3(4)」において、「車両総重量 5 t 以下であって乗車定員 23 人以下の自動車」基準適用除外の認定を申請することができるとしている。

上記の条件に該当するため、国から適用除外の認定を受けた上で、基準適用除外の車両で運行することについて合意を求めるものである。

#### ⑤ その他

- ・車両更新に伴う常用車両、予備車両の変更
- ・運行時刻の変更
- ・停留所の新設および夜ルート of 系統新設（柏台北公園発）についての協議

■参考資料：「垂水区塩屋コミュニティバスにかかる運行計画の変更について」

### 6. 協議結果

- ① 使用車両の変更（車両最大値の変更）・・・承認
- ② 路線認定の延長・廃止・・・承認
- ③ 協議運賃の変更（消費増税対応）・・・承認
- ④ 移動円滑化適用基準の除外の認定について・・・承認
- ⑤ その他・・・承認

### 7. その他（意見）

- ・ファンクラブの設立の主旨を地域、事業者、行政で共有し、「しおかぜ」による直接的な恩恵を受けていない方にもご理解頂き、継続的なファンクラブの運営が行えるよう取り組んでいく必要がある。
- ・「しおかぜ」と路線バスが重複している区間のすみわけについて、今後検討していく必要があるのではないか。
- ・利用者数、収支率だけではなく、「しおかぜ」が運行されたことによる社会的貢献（外出回数、外出目的、商店街の売上高への影響、送迎回数、送迎時間、経済効果）を示すことについて検討してはどうか。